

---

**プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発****項目 第 88 回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 88 回収益認識専門委員会（2017 年 12 月 25 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

**公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案****（質問 1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問及び質問 4：代替的な取扱いに関する質問における重要性について）**

2. 一般的な重要性の原則の適用を示す事務局の修正案には重要性の考え方についての記載がなく、企業会計原則や企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の記載を踏まえ、重要性の考え方を記載する方がよいのではないか。
3. 一般的な重要性の原則の適用を示す事務局の修正案では、代替的な取扱いに対する一般的な重要性の適用を明示すべきであるとのコメントへの対応が明確ではなく、代替的な取扱いに対する一般的な重要性の原則の適用について、結論の背景に記載することがよいのではないか。
4. 一般的な重要性の原則はすべての会計基準に適用されるものであり、新基準において重要性の考え方を記載しても、実務において有用となるか疑問ではないか。また、代替的な取扱いについては、それぞれの取扱いで重要性の検討の内容が異なるため、重要性の記載については慎重にすべきではないか。
5. 全体として財務諸表に与える影響が大きいという観点での重要性の考え方もあるため、そのような観点からの重要性と代替的な取扱いの適用の関係を結論の背景等に記載することがよいのではないか。
6. 重要性の議論においては、基準開発における財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲という重要性と、実務において企業が判断する重要性はレベルが異なる可能性があると考えられるため、その違いを明確にすることが考えられるのではないか。
7. 新基準に一般的な重要性の原則が適用されることは明らかであるため、当該内容は、会計基準本文ではなく結論の背景に記載することで足りるのではないか。

8. 結論の背景の「開発にあたっての基本的な方針」に、一般的な重要性の考え方と代替的な取扱いにおける重要性の考え方を整理することがよいのではないか。
9. 金額的重要性が乏しいといえない状況でも代替的な取扱いが認められるか明確化すべきとのコメントへの対応（案）の記載では、監査における金額的重要性の確認が想定されるか否かがわかりづらいと考えられる。

### （質問 3：会計処理に関する質問）

10. 例示の記載場所に関するコメントの意図は、会計基準案の結論の背景ではなく、適用指針本文に記載すべきというものであり、コメントへの対応（案）の記載を見直すべきではないか。
11. 未だ移転していない財又はサービスが契約変更日以前に移転した財又はサービスと別個のものである場合と別個のものでない場合の組み合わせである契約変更に対する表現の見直しのコメントについては、その組み合わせの状況がわかるように明確化を図るのがよいのではないか。
12. 財又はサービスを顧客に移転する約束が、契約に含まれる他の約束と区分して識別できることの判定については、適用指針案の記載のみでは実務における適用が困難となると考えられ、IFRS 第 15 号の結論の根拠の記載を踏まえて、追記を検討することがよいと考えられる。
13. 工事契約等の会計処理に関するコメントへの対応（案）について、第 87 回収益認識専門委員会（2017 年 12 月 4 日開催）における検討内容を踏まえた記載となっていると考えられるが、成果の確実性の事後的な喪失の取扱いを明示すべきとのコメントについては、具体的な記載ができるか否か検討することが考えられるのではないか。
14. 本人と代理人の区分において信用リスクを指標に含めないこととした理由等を記載すべきとのコメントへの対応としては、有用な指標とならない可能性があるとの記載のみでは十分とはいえず、IFRS 第 15 号の結論の根拠を踏まえ、当該指標の問題点を記載することがよいのではないか。
15. 本人と代理人の区分における規定間の関係性を明瞭にすべきとのコメントに対応し、適用指針案の構成及び表現を見直した事務局の修文案に賛成する。
16. 非行使部分に対する見積りの見直しの必要性を明確化すべきとのコメントについては、見積りの見直しを求める項番号の参照が適切か確認するのがよいのではないか。

17. 買戻契約における金利等に含まれる項目を明記すべきとのコメントについては、解釈の余地を減らすため、IFRS 第 15 号で示されている具体的な項目を追記することが考えられる。

**(質問 7 : 設例に関する質問)**

18. [設例 11]におけるグループ全体への適用の定めとの相互参照を削除すべきとのコメントについては、収益認識に関する移行リソースグループ会議における整理を踏まえて、コメントへの対応(案)の記載を見直すことが考えられる。

**(その他)**

19. 現時点で対応保留としている項目については、少なくとも論点を整理するなど、早めに検討を進めることが考えられる。

以 上